## ----- 特 集 -----

第213回国会重要法律解説——成立法律の概要と実務への影響

# スマートフォンにおいて利用される 特定ソフトウェアに係る競争の促進 に関する法律の概要と実務への影響

公正取引委員会 デジタル市場企画調査室室長補佐 田中孝樹 Koki Tanaka 公正取引委員会 デジタル市場企画調査室室長補佐 **鈴木誠也** Seiya Suzuki

## T はじめに

「スマートフォンにおいて利用される特定ソ フトウェアに係る競争の促進に関する法律」(以 下「新法」といい、条文のみの表示の場合は新 法を指す。) が令和6年6月12日に参議院本会 議において可決、成立した(同月19日に公布。 令和6年法律第58号)。新法は、スマートフォ ンの利用に特に必要なソフトウェアであるOS (Operating System (新法では「基本動作ソフ トウェア」と定義されている。))、アプリスト ア及びブラウザを提供する事業者や検索エンジ ンを用いた検索役務を提供する事業者のうちそ の事業の規模が一定規模以上のものを指定し、 競争制限効果の発生を法律上の要件とすること なく特定の行為を禁止すること等により、特定 ソフトウェア(OS、アプリストア、ブラウザ 及び検索エンジンの総称。2条7項)に係る公 正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生 活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する ことを目的とするものである(1条)。

本稿では、新法の概要を説明するとともに、 新法が実務に与えると想定される影響を紙幅の 許す限りで記載する。

# Ⅱ 新法の概要

### 1 定義

新法は、特定ソフトウェアの提供等(2条8項)を行う事業者のうち、公正取引委員会によって指定(後記2参照)されたものを規制対象としている。

上記のとおり、特定ソフトウェアはOS、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジンを総称するものであるところ、2条2項及び4項から6項までにおいて、各特定ソフトウェアが定義されている。

また、いわゆるアプリは「個別ソフトウェア」、 アプリデベロッパは「個別アプリ事業者」と定 義されている(2条3項、9項)。

#### 2 指定

新法は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者全てを規制対象とするのではなく、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が一定規模以上であるものに規制対象を限定している。また、規制の安定性の観点から、規制対象となる事業者に対しては指定を行うこととしている。規制対象となる事業者の基準は、特定ソフ